

令和6年度やまなし食材体験ツアー業務 委託仕様書

本仕様書は、山梨県が発注する令和6年度やまなし食材体験ツアー業務を受託する者の業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務名

令和6年度やまなし食材体験ツアー業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3. 業務の趣旨

山梨県では、本県の豊かな食材を活用した料理と県産酒のペアリングによる「美酒・美食王国やまなし」ブランドの確立、「食」を目的とした本県への誘客促進と観光産業の収益向上を図るため、様々な取り組みを行っている。

その取り組みの一環として、県外料理人等を本県へ誘致するため、首都圏在住の若手料理人を中心に、本県における開業促進を目的とした「令和6年度 やまなし食材体験ツアー」を開催するものである。

また、当ツアーの参加者だけでなく、次世代を担う将来有望な若手料理人から本県が選ばれる地となることを目的に、本県の美酒・美食に関する情報発信を行うためのコンテンツを企画・作成し、料理人へ広くプロモーションを実施するものである。

< 参考 >

○ やまなし美酒・美食リーフレット

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/106265/bisyu_bisyoku_leaflet.pdf

○ やまなしの美酒・美食ホームページ

https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/bishoku/top_page_since_2022.html

4. 業務内容

(1) 令和6年度やまなし食材体験ツアーの開催

① ツアー内容

- ・ 県外の若手料理人を中心に、高品質の農畜水産物、及び県産酒を生産する生産者の視察を行う。
- ・ 県産食材の視察は、収穫作業や旬の農産物等をその場で実食する実体験を伴う内容とし、参加者と地元生産者との交流を促す。
- ・ 県内の店舗で、県産食材を使用した料理と県産酒とのペアリングを提供しつつ、

県内トップシェフ等との意見交換会を開催する。

・ツアーは日帰りとする。

② 視察先・店舗・開催時期に関すること

・視察先、店舗、開催時期については、県が決定する。

・県産食材生産地の視察箇所を2カ所以上、県産酒醸造場の視察箇所を1カ所以上とする。

③ 貸切バス等の手配に関すること

・ツアー参加者全員の国内旅行傷害保険を手配すること。

・ツアー参加者が移動するための貸切バスを手配すること。発着地点は甲府駅周辺とすること。

④ 参加者の募集

・参加者の募集は受託者が行うこと。

・募集する料理人は、3. 業務の趣旨に合致する料理人とする。

・受託者は、自社ウェブサイトやその他独自のノウハウを活用し、効果的な手段で募集すること。

(2) 雑誌メディア等を活用した情報発信

① 雑誌メディア等を活用し、本県の食の魅力、及び本県の事業を3. 業務の趣旨に合致する国内の料理人へ広く発信すること。

② 掲載雑誌等は、3. 業務の趣旨に合致する国内の料理人に強く訴求できるクオリティの高いものとする。

③ 掲載回数は1回以上とすること。

④ 媒体は、紙、WEBなどの形式を問わないものとする。

(3) アンケートの実施・集計・分析

① ツアー開催後に、ツアー内容等に対するアンケートを実施すること。

② 様々な視点からアンケート結果等を検証し、今後の展開案を提案すること。

③ アンケート内容については、県と協議の上、決定すること。

(4) 事業全体の管理・運営

① 事業全体の管理・運営を担い、関係事業者との調整等、事業の円滑な進行を行うこと。

② 定例ミーティングの実施など、県との情報共有体制を構築すること。なお、ミーティングはオンラインでの実施も可とする。

③ セミナー当日の様子について、県による広報に活用するための写真を記録すること。

(5) K P I (効果測定)

- ① 令和6年度やまなし食材体験ツアー参加者数 10名以上
- ② 記事掲載 1回以上
- ③ その他事業目的達成に寄与する目標設定があれば提案すること。

5. 成果物

(1) 報告書の提出

- ① 報告書 (A4縦、横書き)
- ② イベント写真 (画像サイズ、解像度等は県と相談すること)
- ③ その他県が指定するもの (打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント)

(2) 納品方法

- ① 紙媒体 (カラー版) 1部 郵送又は持参
- ② 電子媒体 (ファイル形式: PDF) メール

(3) 納期

令和7年3月31日 (月)

(4) 事業成果の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利 (以下、「著作権等」という) は県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等 (当該著作物等を改変したものを含む) の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

6. 納品先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 (山梨県庁別館2階)

山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興課 ワイン県・美食担当

7. 留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人、情報等の漏洩

がないよう機密保持に万全を期すること。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。

(3) 会計検査への協力等

委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員及び会計検査院の検査の対象となる。検査となった場合は、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

8. その他

(1) 受託事業者は、県と十分に協議を行いながら全体の業務を進めること。

(2) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定する。

(3) 本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受託事業者が手配すること。